警察におけるカウンセリング体制の整備について

警察部内カウンセラーの配置・育成

- ▶ 臨床心理学等の専門的知識やカウンセリング技術を有する 職員を、都道府県警察本部犯罪被害者支援室等に配置し、 大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対して専門的な カウンセリングを実施。
- ▶ 臨床心理士資格を有する部内カウンセラーは、平成25年 10月現在、33都道府県警察に73人在籍。

カウンセリング・アドバイザーの外部委嘱

- 警察職員のカウンセリング技術の向上及び精神的ストレスの軽減を図るため、都道府県警察が、部外の精神科医、臨床心理士等をアドバイザーとして委嘱。
- 警察庁では、都道府県警察費補助金を予算措置。

平成25年度当初予算 25百万円 平成26年度当初予算 42百万円

警察部外カウンセラーの委嘱

- > 大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対する専門的な カウンセリングを実施するため、都道府県警察が、警察部外 の精神科医、臨床心理士等を委嘱。
- > 警察庁では、都道府県警察費補助金を予算措置。

平成25年度当初予算 7百万円 平成26年度当初予算 11百万円

民間犯罪被害者支援団体に対する相談業務の委託

- ▶ 犯罪被害者等に対する相談業務(カウンセリングを含む。)を、民間犯罪被害者支援団体に業務委託。
- → 平成25年度は、全都道府県において、業務委託等に要する 経費を予算措置(知事部局が予算措置している場合あり)。
- > 警察庁では、都道府県警察費補助金を予算措置。

´ 平成25年度当初予算 109百万円 ` 、平成26年度当初予算 115百万円 _〉